

令和 5 年 度

八代市議会文教福祉委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------|----|
| 1. 9月定例会付託案件 | 2 |
| 1. 所管事務調査 | 19 |

令和 5 年 9 月 2 7 日 (水曜日)

文教福祉委員会会議録

委員 橋本 徳一郎 君

令和5年9月27日 水曜日

※欠席委員 君

午前10時00分開議

午後 0時06分閉議（実時間116分）

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者
君

○本日の会議に付した案件

1. 議案第70号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）
1. 議案第71号・令和5年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号
1. 議案第81号・八代市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部改正について
1. 議案第82号・八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
1. 議案第83号・八代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
1. 議案第84号・八代市国民健康保険税条例の一部改正について
1. 陳情第4号・熊本労災病院の産科継続を求めることについて
1. 所管事務調査
 - ・教育に関する諸問題の調査
 - ・保健・福祉に関する諸問題の調査
（八代市立幼稚園再編基本方針（案）について）
（八代市教育支援センター「くま川教室」の仮移転について）

○説明員等委員（議）員外出席者

教育部長	中 勇 二 君
教育部次長	田 中 智 樹 君
学校教育課長	田 北 佳一郎 君
生涯学習課長 （公民館館長兼務）	高 崎 博 文 君
生涯学習課管理係参事	松 田 博 君
教育サポートセンター所長	櫻 井 幸 枝 君
理事兼教育施設課長	稲 本 健 一 君
健康福祉部長 （福祉事務所長兼務）	福 本 桂 三 君
健康福祉部次長 （福祉事務所次長兼務）	田 中 かおり 君
国保ねんきん課長	早 川 孝 幸 君
国保ねんきん課主幹兼 保険税係長	上 野 洋 平 君
こども未来課長	橋 口 伸 一 君
障がい者支援課長 （障がい者虐待防止センター所長兼務）	吉 田 浩 君
理事兼健康福祉政策課長	石 本 淳 君

○記録担当書記 小 谷 匠 君

（午前10時00分 開会）

○委員長（中村和美君） それでは、定刻となり定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。なお、令和2年7月豪雨に関する予算、事件、条例案等につきましては、特別委員会に付託となりますので、御承知おきをお願いします。

○本日の会議に出席した者

委員長	中 村 和 美 君
副委員長	金 子 昌 平 君
委員	大 倉 裕 一 君
委員	友 枝 和 也 君
委員	中 山 諭 扶 哉 君
委員	橋 本 幸 一 君

◎議案第70号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）

○委員長（中村和美君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第70号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第9款・教育費について、教育部から説明願います。

○教育部長（中 勇二君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）教育部の中でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第70号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第6号中、教育部所管分について、田中教育部次長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○教育部次長（田中智樹君） 改めまして、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）教育部次長の田中でございます。今日はよろしくお願ひいたします。では、座って説明をさせていただきます。

議案第70号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第6号中、教育部所管分について御説明させていただきます。

予算書の3ページをお願いいたします。

第1表の歳入歳出補正予算の歳出、第9款・教育費でございますが、今回1002万4000円を追加しまして、補正後の額を44億5761万2000円といたしております。

それでは、歳出の内容について御説明いたします。

14ページをお願いいたします。

初めに款9・教育費、項5・幼稚園費、目1・幼稚園費でございます。

今回、2つの事業に合わせて742万4000円を追加計上いたしております。内訳は、節

7の報償費から節13の使用料及び賃借料までの合わせて50万円が幼児教育推進事業でございまして、節14の工事請負費692万4000円はICT教育推進事業の幼稚園分でございます。

まず、幼児教育推進事業の50万円について御説明いたします。これは、今般、本市が熊本県の幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業に係る研究推進地域に指定されましたことから、事業の実施に係る経費を補正するものでございます。

本年度より、市内幼稚園、保育所、認定こども園と小学校が連携し、幼児教育から小学校教育へのスムーズな接続を図ることを目的に、市内の公立、私立の幼稚園、保育所、認定こども園に対して、小学校との連携体制の実態把握や合同研修会の実施、また、県の幼児教育アドバイザーを活用した情報共有や意見交換などを行うことで、幼児期の終わりから小学校入学時への架け橋期における一体的な幼児教育推進体制を整備してまいります。

なお、本事業は県から2か年の事業指定を受けることを予定しておりまして、本年度は公立の幼稚園と保育園の全15園を中心に実施しまして、次年度は私立の幼稚園、保育所、認定こども園も対象として実施していくこととしております。

予算の内容でございますが、節7の報償費は、今年度対象の公立幼稚園及び公立保育所が行う研修会における幼児教育アドバイザーへの講師謝礼32万円、節8の旅費は同じく研修会時のアドバイザーへの費用弁償13万2000円、節10・需用費は研修に用いる教本資料等の3万9000円、節13・使用料及び賃借料は合同研修会等を開催する場合のコミュニティセンターの使用料9000円で、合わせまして50万円でございます。特定財源としまして、全額を熊本県幼児教育推進事業委託金を予定し

ております。

次に節14の工事請負費692万4000円は、幼稚園におけるICT教育推進事業でございます。これは、令和4年度より整備を進めております幼稚園におけるICT教育推進の一環としまして、園務支援システムによる教職員の事務負担の軽減や教育の質の向上を図るための環境整備として、公立幼稚園6園に合わせて30か所、新たにアクセスポイントを設置するなど、Wi-Fi環境の整備を行うものでございます。特定財源として、対象事業費の4分の3を県の園務改善のためのICT化支援事業補助金を充てることといたしております。

続きまして、中段の項7・社会教育費、目1・社会教育総務費を御覧ください。

八竜山自然公園管理運営事業といたしまして、需用費260万円を追加計上するものでございます。これは、平成9年にオープンしました、さかもと八竜天文台に設置しております屈折式天体望遠鏡について、望遠鏡の動きを制御する装置が、経年劣化により不具合が生じておりますことから、制御装置の更新費用を補正するものでございます。

以上が教育部の9月補正予算の内容でございます。御審議方よろしくお願いたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（中山諭扶哉君） まず、幼児教育推進事業なんですけど、32万円ということで報償費ありましたけど、勤務の状況を教えてください。どういった勤務体系になるのかですね。

○委員長（中村和美君） 今、質問は分かりましたか。

○学校教育課長（田北佳一郎君） 学校教育課課長の田北でございます。よろしくお願いたします。

報償費32万円ですけれども、これはアドバ

イザーに対する講師の謝礼となっております。

1回当たり1万円の謝金を予定しております、15園に対して2回ずつ研修を行うということでもあります。それから、合同研修会のほうも年に2回実施する予定で、合わせて講師の謝礼のほうは報償費32万円ということになっております。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（中山諭扶哉君） ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（中山諭扶哉君） すいません、続いて。八竜山の天体望遠鏡の件なんですけど、制御基盤取替修繕ということになっておりますけど、実際に修繕された範囲というのはどういうことになるんですかね。モーターとか、ハードだけなのか、ソフトも含めてなのかというところで。

○生涯学習課長（公民館館長兼務）（高崎博文君） 生涯学習課の高崎でございます。よろしくお願いたします。

今回お願しております予算のほうは、制御パネル専用コントローラー、通信ケーブル等を含めた制御システムの更新の予算でございます。

以上でございます。

○委員（中山諭扶哉君） 以前見たときに、制御のソフトのほうがですね、ウィンドウズXPの前の状況だったというふうに思いますけど、そこら辺というのは今回の更新の対象にはなっているんですか。

○生涯学習課管理係参事（松田 博君） 生涯学習課参事の松田です。よろしくお願いたします。

この前、修理のときにちょっとバージョンを確認したときには、ウィンドウズ7になってたと思います。今度の修理のときには、すいませ

ん、ちょっとバージョンまでは聞かなかったんですが、パソコンのバージョンアップにも対応できるようなソフトを、ソフトというかシステムに改修するというふうに聞いております。しません。

○教育部次長（田中智樹君） 補足します。現在ですね、実際は星をつかまえて、そのパソコンがコントロールして、狙った星を天体望遠鏡が動いていくんですけれども、平成9年から使っているものでありまして、今ちょっと星の追跡が手動で今行ってですね。一旦合わせてしまうと、星に合わせてずっと動いていくような状況になっとなつてはすけれども、それをもうさすがに20数年たっておりますんで、システムを全て入れ替えるというところで、OSのバージョンについてはですね、今ちょっと説明があったように、ウィンドウズ7からちょっとどう変えるのか分かりませんが、毎年度点検は作業しておりますので、その辺も次回ちょっと併せて点検のほうを入れておきたいと思っております。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） ICT教育推進事業（幼稚園）ですけれども、ネットワークを6園に対して組むということなんですけれども、結構な金額だと思うんですけど、具体的にはどういうふうな形で設置になるんですか。

○学校教育課長（田北佳一郎君） 失礼いたします。昨年度ですね、タブレットのほうを各園のほうに入れております。タブレットですので、Wi-Fi環境があれば、ネットワークにどこからでも接続ということなんですけれども、昨年度の事業ではですね、アクセスポイントを少し増やしましたけれども、園内全てに電波が通るというわけではなくて、やはり校舎のすぐ近くでないといふと検索ができなかったりとかということで、例えば、園庭などで子供たちがタブレットを持って行って、それをインターネットで調べようと思った場合には、もう電波が届かな

いというようなところがありました。今年度のほうでは、それぞれの幼稚園にですね、その辺りネットワークが園内全部で通るような形でネットワークの環境整備を行うというところで、補正に上げさせていただいたところがございます。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 幼児教育推進事業なんですけど、八代市がなぜこの研究指定地域に選ばれたのか、どういった理由から選ばれたんですか。何か課題があるとか、いや、もう持ち回りなんですとか、そういったところがあると思うんですけど。

○学校教育課長（田北佳一郎君） 失礼いたします。こちら、県のほうからですね、昨年度末のほうに、こういった事業をずっと県内で行っておりますということで、ぜひ今年度ですね、八代市のほうで取り組んでみてはいかがでしょうかということで、県のほうから、そういうお話がありまして、八代市が実際そこに手を挙げたということになっております。特に課題があつてということではございません。

以上です。

○委員（大倉裕一君） そこは理解をしたいと思います、説明の中で幼稚園から小学校にスムーズな連携をしていくようなところとか、説明があつたんですけど、幼稚園と小学校に接続するところで何か課題があつたりとか、そういったのがあつたのでしょうか。何かどういった姿を描いていらっしゃるのか。何かやっぱり課題がその中にあるから、こういったところ取り組んでみようという話につながっていくんだろうと思うんですよ。その辺りはどんなような認識でいらっしゃるのでしょうか。

○学校教育課長（田北佳一郎君） 幼稚園からですね、小学校に上がる場合に、やはり環境が大きく異なりますので、その辺りでギャップを埋めるために滑らかな接続を行わないといけな

いということで、以前からそういったのを意識的に取組をしているところがございます。

八代市の場合は、小中一貫連携教育ということで、小学校と中学校のほうは非常に連携を強化しております。また、幼稚園や保育所等々もですね、小学校のほうは連携をしておりますが、これについては、どちらかというところ、その中学校区単位で濃淡がございます。非常に熱心に一緒に研修会を行ったりですとか、してるところがございます。その辺りを市全体のほうでですね、全ての校区において同じような水準に高めようというふうなところが、今回の主な目的になるかなというふうに思います。

なかなか校区任せでありますと、特にコロナ禍ではですね、以前も年に2回集まって、保育所、幼稚園、それから小学校、中学校が一堂に会して、今年度こういった取組をしますとか、年度末にはこんな課題がありましたということで、連携をした話合いの場も持っていたんですけども、コロナ禍でなかなか集合してできないということで、また、そういった連携がですね、少し衰えていったような部分もありますので、今回の機会にですね、また、さらに連携を強化していきたいなというふうに考えております。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で第9款・教育費についてを終了します。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。
（午前10時16分 小会）

（午前10時18分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、第3款・民生費及び第4款・衛生費について、健康福祉部から説明願います。

○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（福本桂三君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部の福本です。よろしく申し上げます。

それでは、文教福祉委員会に付託されております議案第70号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第6号のうち、第3款・民生費及び第4款・衛生費につきましては、健康福祉部の田中次長が、また、その後議案第71号・令和5年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号につきましては、国保ねんきん課、早川課長が御説明いたしますので、御審議よろしくお願いたします。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（田中かおり君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部、田中でございます。よろしくお願いたします。失礼して着座にて説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（田中かおり君） それでは、議案第70号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第6号中、健康福祉部所管分について説明いたします。

予算書3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出でございます。

款3・民生費、項1・社会福祉費に594万3000円を追加し、補正後の予算額を124億1191万9000円とし、また、項2・児童福祉費に75万円を追加し、補正後の予算額を96億5720万7000円といたしまして、民生費の総額は3つ上になりますが、251億9032万9000円としております。

次に、款4・衛生費、項1・保健衛生費に4455万8000円を追加し、補正後の予算額

を22億432万2000円とし、衛生費の総額は1つ上になりますが、47億3304万1000円としております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

歳出の具体的な内容を説明いたします。

下段の表の、款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費で特別会計繰出金事業（国保）に伴う繰出金として594万3000円を計上しております。これは、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布による、国民健康保険法及び地方税法の一部改正に基づき、令和6年1月1日から、出産予定または出産した被保険者の産前産後期間に係る国民健康保険税の免除措置を行うために必要な免除相当分の保険税負担金87万4000円及び国民健康保険システム改修費分506万9000円を国民健康保険特別会計へ繰り出すものでございます。

なお、特定財源につきましては、産前産後保険税負担金分について、国2分の1、県4分の1を予定しております。

次に、12ページ上段の表、項2・児童福祉費、目1・児童福祉総務費です。子どもの貧困対策推進事業に伴う負担金補助及び交付金として75万円を計上しております。これは、熊本県子どもの貧困対策推進事業費補助金交付要領が一部改正され、補助メニューのうち、子ども食堂支援枠が拡充されたことにより、市内の子供等へ無料または低額で食事を提供する取組を行っている地域のボランティア団体等に対し、子ども食堂の運営等に係る経費を支援するものです。

補助の上限額については、1年間の子ども食堂開催回数に応じて、4回から10回までが5万円です。11回から20回までが10万円、21回以上が15万円と設定しており、本年4

月1日現在で活動されている5団体への補助金として、各15万円の合計75万円を計上しております。なお、特定財源につきましては、全額県支出金を予定しております。

続きまして、中段の表、款4・衛生費、項1・保健衛生費、目2・予防費で、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金事業に伴う補償、補填及び賠償金として4455万8000円を計上しております。これは、新型コロナウイルスワクチン接種において、予防接種後健康被害救済制度の申請を受理した1件について、国の認定があったことから、請求者に対し給付金を支給するものです。

本事例は、2回目のワクチン接種後に死亡された方への給付で、内訳は医療費7万5500円、入院日数に応じた医療手当7万円、死亡一時金4420万円、葬祭料21万2000円となっております。なお、特定財源につきましては、全額国庫支出金を予定しております。

また、これまでに8件の給付申請があり、うち本事例以外に5件について国の認定がっておりますが、これらについては医療費及び医療手当の認定であったため、既決予算から給付いたしております。

以上が健康福祉部所管分の補正予算の説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） すいません、特別会計のほうに繰り出しをされる予算ですけど、国民健康保険システム改修費ということなんですけど、今まで国のほうの法律改正に伴うシステムを改修する場合というのは、国のほうから補助が出てたのではないかなというふうな認識があるんですけど、今回、一般財源からというふうな形になってるみたいなんですけど、その辺りは

どういう関係でそういうふうになってるんでしょうか。

○国保ねんきん課長（早川孝幸君） 失礼します。国保ねんきん課の早川でございます。

今の特定財源についてですけれども、こちらのほうは、国のほうが10月以降にですね、財源の部分については提示するという形になっておりまして、まだですね、正式な通知のほうが出来ておりませんので、取りあえず電算システムの契約等につきましては早くですね、しなければいけないということで、一般財源のほうで上げさせていただいてるところでございます。

以上です。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 分かりました。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（大倉裕一君） すいません、子どもの貧困対策推進事業の5団体。すいません、私、不勉強で申し訳ないんですが、市内のどの校区でこういった団体に取り組んでいらっしゃるのかということをお紹介いただけますでしょうか。

○こども未来課長（橋口伸一君） こども未来課の橋口でございます。よろしく申し上げます。

委員御質問のですね、こういった団体かでございますが、まず、ボランティア団体等がされております。それと校区でございますが、松高校区、高田校区、代陽校区、八千把校区、太田郷校区などで実施されております。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） もう一回よかですか。メモ取る……。

○委員長（中村和美君） ゆっくり、ゆっくり。

○こども未来課長（橋口伸一君） ゆっくり、校区のほうですね。（委員中山諭扶哉君「団体名と一緒に……」と呼ぶ）団体もですかね。団

体はですね、ボランティア団体等が約4団体と。名前もですかね。承知しました。

名前でございますが、ホームページに載せております。

まず、子ども・地域食堂楽土さん、こちらが松高校区、高田校区で行われております。それと、こども食堂いっとくやさん、こちらが校区はですね、全市内を対象にされております。それと、ぬくもり食堂さん、こちらが代陽校区でございます。それと八千把校区民生委員児童委員協議会、こちらが八千把校区でございます。それと、こども食堂ななつぼしさん、こちらが太田郷校区となっております。

以上5団体でございます。

○委員（大倉裕一君） 今回、県のほうからの支援ということでありまして、八代市としては、こういった子ども食堂に対する支援というのは、こういった基本的な考えをお持ちでしょうか。

○こども未来課長（橋口伸一君） 子ども食堂の市としての支援でございますが、まずはこういった財政的な支援と併せまして、月1回ですね、子ども食堂さんのこういった団体さんですね、社協さんと企画政策課と本課と毎回、月1回会合いたしまして、いろんなそういったニーズあたりをお聞きしているところです。

その中で、今回の財政支援ですね。といったところを今回は支援させていただくというところで、今後、その他ですね、支援が必要となりましたところにつきましては、財源等も考慮いたしまして、拡充等のほうをですね、考えていきたいと考えております。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員（中山諭扶哉君） 関連しまして、この③でですね、活動を申請年度内に開始するものとありますけど、これ、今年度また追加の申請もあり得るという話なんではないでしょうか。

○こども未来課長（橋口伸一君） こども未来課、橋口です。

追加の申請もあり得るとは考えております。今現在把握しているのはこの5団体です。拡充も、追加申請もあるかと考えております。

○委員（中山諭扶哉君） ありがとうございます。

○委員（大倉裕一君） すいません、聞きそびれました。

今、全市内で取り組まれている団体はあるものの、全校区的な広がりまでは至っていないというような形になりますですね。その空白地域といったところには何か市のほうで促していくというような、そういう考えがあるんですか。その辺りはありませんか。

○こども未来課長（橋口伸一君） 子ども食堂によりましては、その特定の校区だけではなくて、校区を指定せずにされてる子ども食堂もあります。

それと、周知でございますが、市のホームページや、児童扶養手当受給者あたりが独り親世帯でございます——独り親世帯の方々の相対的な貧困率が高いため、そういったところの年1回の現況届の相談、そういったところ等を通じてですね、子ども食堂のPRあたりをさせていただいております。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。その子ども食堂を利用するのは、校区をまたいででも大丈夫なんですよね。

それともう一つ併せて、その子ども食堂の利用者というのはどれぐらい、今実績として上がっているのでしょうか。

○こども未来課長（橋口伸一君） 食堂によりましては、またいでも構わないというところがございます。

それと提供数——利用者でございますが、提供数でいいますと、多いところで100食弱、少ないところで20食という形で提供されてま

す。

それと頻度でございますが、月1回のところもあれば、月4回、週1回という形で実施されてるところもございます。

以上です。

○委員（大倉裕一君） 確認で、すいません。多いところで100食というのは1日になるんですか。それとも1か月で100食なんですか。そこを教えてください。

○こども未来課長（橋口伸一君） 1回で、多いところで100食でございます。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第70号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前10時33分 小会）

（午前10時34分 本会）

◎議案第71号・令和5年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第71号・令和5年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○国保ねんきん課長（早川孝幸君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）国保ねんきん課、早川でございます。よろしくお願いいたします。それでは、着座しまして説明のほうをさせていただきます。

では、議案第71号・令和5年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号について御説明いたします。

まず、今回の補正予算についてでございますが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による国民健康保険法及び地方税法の一部改正に基づき、令和6年1月1日から施行される、出産する予定または出産した被保険者の産前産後期間に係る国民健康保険税の免除措置に伴い、必要な経費について補正するものでございます。

それでは、予算書の1ページ目をお願いいたします。

第1条において、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ506万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ168億1406万1000円といたしております。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正の下段の表、歳出でございますが、款1・総務費、項1・総務管理費で506万9000円を増額し、補正後の予算総額を1億8379万円としております。

次に、上段の表の歳入につきましては、款1・国民健康保険税、項1・国民健康保険税を87万4000円減額し、補正後の予算総額を31億8711万1000円とし、款5・繰入金、項1・一般会計繰入金で、先ほど一般会計補正予算にて御説明いたしました特別会計繰出金事業と同額の594万3000円を増額し、補正後の予算総額を14億5741万としております。

それでは、具体的内容につきまして御説明い

たします。ページ飛びまして、5ページ目をお願いいたします。

まず、下段の3、歳出についてでございますが、款1・総務費、項1・総務管理費で506万9000円計上しておりますが、これは令和6年1月1日から施行される、出産する予定または出産した被保険者の産前産後期間に係る国民健康保険税の免除措置に対応するため、現在使用しております国民健康保険システム改修委託に要する経費でございます。

財源については、2、歳入の中段のほうの款5・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金、節1・職員給与経費等繰入金に506万9000円を計上しております。

次に、上段の2、歳入についてでございますが、款1・国民健康保険税、項1・国民健康保険税、目1・一般被保険者国民健康保険税を87万4000円減額しております。これは、出産する予定または出産した被保険者の産前産後期間に係る国民健康保険税の免除措置に伴い、減収となる国民健康保険税について計上しております。なお、積算につきましては、令和4年度の国民健康保険加入の出産者に係るデータに基づき算出した額を計上しております。なお、この減収分については、中段の表の款5・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金、節1・産前産後保険税繰入金として、減額分と同額の87万4000円を計上しているところでございます。

以上で議案第71号・令和5年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号の説明を終わります。

御審議のほう、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質

疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) なければ、これより採決をいたします。

議案第71号・令和5年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

(午前10時39分 小会)

(午前10時40分 本会)

◎議案第81号・八代市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部改正について

○委員長(中村和美君) 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

議案第81号・八代市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○障がい者支援課長(障がい者虐待防止センター所長兼務)(吉田 浩君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 障がい者支援課の吉田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。恐れ入りますが、着座にて御説明させていただきます。

○委員長(中村和美君) どうぞ。

○障がい者支援課長(障がい者虐待防止センター所長兼務)(吉田 浩君) 本課分としまして、議案第81号・八代市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部改正についてとなります。

まず、この重度心身障がい者医療費助成といえますのは、満3歳以上で身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級といった重度の障害者手帳をお

持ちの方で、所得額が一定以上でない場合に医療機関で支払った医療費の自己負担分の一部を助成する制度となっております。なお、1つの医療機関ごとに、入院の場合で月に2040円、通院の場合で月に1020円が自己負担額の上限となっております。

改正の趣旨といたしましては、これまで対象となっていなかった難病患者等の医療費の自己負担額を軽減するため、熊本県重度心身障がい者医療費助成事業補助金交付要領の一部が改正され、本年4月1日から適用が開始されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、改正の内容についてですが、これまで対象外であった難病患者等が公費負担医療制度を利用した場合の自己負担額についても助成対象とすることで、全ての公費負担医療と本事業の併用を可能とするものです。

具体的には、例といたしまして、医療費5万円、指定難病で低所得1のケースを記載しております。

改正前、改正後いずれも費用の総額は5万円で、その内訳としまして、医療給付費7割で3万5000円、特定医療費で1万2500円となります。これまでは自己負担額は2500円となっていました。改正を行った場合には、2500円から、先ほど申し上げました通院での1月の自己負担上限額1020円を差し引いた1480円を御本人へお支払いすることになります。

最後に、施行期日でございますが、御本人に不利益が生じませんよう、本年4月1日に遡及しての適用を考えております。改正後は、窓口での周知に加え、医療機関や薬局等への情報提供と申請書提出の協力依頼、市ホームページ等による周知を行う予定としております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(中村和美君) それでは、以上の部

分について、質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） こちらは公費との併用という形になるということですが、この場合、窓口負担は純粋にもう1480円——この例でいくとですね——だけになるのか。それとも後日還付という形の給付になるのか確認したいんですけども。

○障がい者支援課長（障がい者虐待防止センター所長兼務）（吉田 浩君） 本市におきましては、後日還付という形を取らせていただいております。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（橋本徳一郎君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上の部分について質疑を終わります。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（橋本徳一郎君） 先ほどの関連で。後日還付というのも確かに返ってくるんですが、一時的に金額が必要ということもあるんですね、できるだけその窓口での支払いを減額するような形で、医療機関に直接支給という形でですね、お願いしたいと思います。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（橋本徳一郎君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（中山諭扶哉君） すいません、直接のあれじゃないんですけど、この表の作り方ですね。非常に、多分分かりやすく作られたと思うんですけど、正確な割合になってないみたいなので、ちょっと正確な分では欲しかったなというふうに思います。5万円ですね、正確な割にしてほしかったなというふうに思いました。意見です。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第81号・八代市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会します。

（午前10時45分 小会）

（午前10時45分 本会）

◎議案第82号・八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第82号・八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○こども未来課長（橋口伸一君） こども未来課の橋口です。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて御説明いたします。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○こども未来課長（橋口伸一君） 議案第82号・八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

議案書は33ページから34ページになりますが、お配りしております右肩に議案第82号関係とあります資料にて御説明いたします。

この条例では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の運営に関する基準について定めております。

まず、1の改正理由ですが、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に

関する法律、いわゆる認定こども園法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部改正を行うものです。

続いて改正内容でございますが、第15条第1項第2号における認定こども園の規定について、引用しております認定こども園法の第3条第11号が、同条第10号に繰り上がりましたことから、第15条第1項第2号中の同条第11項を同条第10項に改正するものです。

最後に施行日ですが、公布の日から施行することにしております。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） すいません、6月定例会の委員会審査で、似たような条例改正を審査したような記憶があるんですが、6月定例会に間に合わなかったんですかね。

○こども未来課長（橋口伸一君） 委員おっしゃるとおりですね、6月の定例会のほうには通知自体は来ておりましたが、手続の関係上、間に合わなかったという形になります。

○委員（大倉裕一君） なぜ間に合わなかったんですか。

○こども未来課長（橋口伸一君） 通知自体がですね、6月の中旬に来ておまして、公布自体が6月16日、施行が9月16日という形でございます。提出のほうがですね、遅れた形になりました。

○委員（大倉裕一君） やらうと思えば、議会は6月定例会、1か月遅れてあったんですよ。まあ、よかです。意見です。そこは意見になりますので、後でいいです。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質

疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（大倉裕一君） 今の改正の部分の話ですけど、できるだけまとめていただいでですよ、一括した審議ができるように。何か小出し小出しされるのがあるべき姿ではないというふうに私は思いますので、その点しっかり管理をしていただいで、進捗管理をお願いしたいと思います。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第82号・八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号・八代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 次に、議案第83号・八代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○こども未来課長（橋口伸一君） こども未来課の橋口です。引き続き、よろしく願いいたします。着座にて御説明いたします。

議案第83号・八代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

議案書は35ページから36ページになりますが、お配りしております右肩に議案第83号関係とあります資料にて御説明いたします。

こちらにつきましては、国の子ども・子育て

支援交付金の対象となる放課後児童健全育成事業の内容について定める、放課後児童健全育成事業の実施について、こども家庭庁成育局長通知の一部改正に伴い、放課後児童支援員とみなすことができる者の要件について、所要の改正を行うものです。

改正前は、放課後児童支援員とみなすことができる期間を、令和5年3月31日までに放課後児童支援員認定資格研修を修了予定の者となっておりましたが、改正後はその者の放課後児童支援員認定資格研修計画を定めた上で、放課後児童支援員として業務に従事することとなった日から2年以内に研修を終了予定の者に変更されたことによる条例の改正となります。なお、研修は都道府県知事又は政令指定都市の長、中核市の長が実施するものであり、熊本県では年2回開催されております。

施行日は、令和5年4月1日としております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 期間が変更になったという理由は、もともとどうしたことだったですか。（「背景ですね」と呼ぶ者あり）背景ですね。

○こども未来課長（橋口伸一君） 背景でございますが、近年の新型コロナウイルス感染症等ですね、研修自体は県のほうでは実施されているものの、そういった関係でですね、一部延びたというふうに国のほうからは聞いているところでございます。

○委員（橋本徳一郎君） 内容としては変更はないということですか。

○こども未来課長（橋口伸一君） 研修内容につきましては、変更は従前とはないということ

と聞いております。

○委員（中山諭扶哉君） これで本市が影響がある分って、ありますか。影響がある分。何か増えたりとか、そういうのはあるんですか。

○こども未来課長（橋口伸一君） 本市の考えられる影響でございますが、こういった柔軟な対応をするということですね、支援員のほうの確保が柔軟になるようなところは現場からは聞いております。

○委員（中山諭扶哉君） ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第83号・八代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前10時54分 小会）

（午前10時55分 本会）

○議案第84号・八代市国民健康保険税条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第84号・八代市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○国保ねんきん課長（早川孝幸君） 国保ねんきん課の早川でございます。よろしくお願いし

ます。それでは、着座しまして説明のほうさせていただきます。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○国保ねんきん課長（早川孝幸君） 議案第84号・八代市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、御説明をさせていただきます。

議案書は37ページから40ページの部分となっておりますが、改正の主なものにつきましては、さきに配付させていただいております右上に令和5年9月27日、文教福祉委員会、議案第84号、国保ねんきん課と記載しております、八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要を用いて御説明をさせていただきます。

まず、1、改正の理由でございますが、補正予算のときにも御説明いたしました、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による国民健康保険法及び地方税法の一部改正に基づき、出産する予定または出産した被保険者——以下出産被保険者という——の産前産後期間に係る国民健康保険税の免除措置を行うため、本市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

次に2、主な改正の内容でございますが、出産被保険者がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する国民健康保険税の算定に当たり、対象期間における出産被保険者に係る国民健康保険税に係る所得割額及び均等割額について免除し、算定します。

まず、保険税免除措置の期間についてでございますが、単胎の場合は出産の日の属する月——以下、出産予定月という——の前月から出産予定月の翌々月までの4か月となります。次に多胎の場合、具体的に双子以上の多胎妊娠・出産した場合は、出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月の6か月となります。

参考に幾つかの事例を記載しておりますが、

令和5年度においては、産前産後の保険税減額措置の施行が令和6年1月となるため、令和5年度においては令和6年1月以降に対象月がある場合、減額となります。

具体的には、例1で示しておりますとおり、令和5年11月以降の出産被保険者から対象となります。

例2については、法施行後4か月全て減額期間となるのは2月以降の出産被保険者からとなります。

例3、例4は、同じ月の場合、1人と双子以上出産した方の減額期間の取扱いを比較したのになります。

2ページ目をお願いいたします。

次に、産前産後の保険税免除措置の範囲についてでございます。出産被保険者に係る均等割額と所得割額が対象となります。単胎の場合は、所得割額、均等割額の当該年度に属する月数、最高4か月を乗じて得た額となります。次に、多胎の場合は所得割額、均等割額の当該年度に属する月数、最高6か月を乗じて得た額となります。

次に、出産被保険者に係る1か月当たりの保険税の算出方法ですが、所得割額については、当該出産被保険者の基礎控除後の総所得金額などに所得割保険税率を乗じて得た額の1/2の額。均等割額については、当該出産被保険者の均等割額——低所得者軽減の適用を受けている場合は軽減後の額の1/2の額となります。なお、出産被保険者に係る均等割額については、当該被保険者の産前産後期間における世帯の区分に応じて基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額における均等割額について、下段の表に記載してあるとおりに定めるものでございます。

次ページをお願いいたします。

参考に令和5年度中の減額対象期間中の積算表を掲載しております。

さきに補正予算時にも御説明させていただきましたが、1人当たり課税額については、令和4年度の国民健康保険加入の出産者に係るデータに基づき算出しております。

令和5年度の軽減額は87万4000円と積算しているところでございます。この軽減額分については、一般会計から特別会計へ繰り出しをし、その財源については国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっております。なお、地方負担分については交付税措置となっているところでございます。

最後に3、施行期日は令和6年1月1日としております。

以上で説明を終わります。御審議のほうをよろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 国保に対してのことになるんで、仮算定の時期にかかったときはどういうふうなことになるの、計算で減額になるのでしょうか。

本算定は7月だったですよ。それまでにその対象期間になった場合の減額という形には。そのことはどういうふうな。

○国保ねんきん課主幹兼保険税係長（上野洋平君） 国保ねんきん課の上野です。よろしくお願ひします。

仮算定期間については、まだ前年の所得がやっぱり分かってませんので、仮で2年前のですね、所得で計算した額で一応減額しておいて、また本算定になりましたら、その本算定にまたその計算をやり直しまして、そこでまた減額金額が変わってきますので。ですので、7月の本算定のときに、その減額の金額もまた変わってくるというふうにご考えております。

○委員（橋本徳一郎君） ということは、一応、仮算定の状態で減額はされるってということ

ですね。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（大倉裕一君） 施行日が令和6年の1月1日ですよ。例えば、令和5年11月に出産をされて、育児期間が令和6年1月にまたがるとか、そういった場合は免除の対象にはならないということに理解してよろしいですか。

○国保ねんきん課長（早川孝幸君） 今回の令和5年度の対象者は、令和5年11月に出産をされた方は、令和6年1月分から対象になるという形になります。12月に出産された方は1月分と2月分が対象になるという形ですね。

○委員（大倉裕一君） 分かりました。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第84号・八代市国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部は御退室ください。

（執行部 退席）

○陳情第4号・熊本労災病院の産科継続を求めることについて

○委員長（中村和美君） 次に、請願・陳情の審査に入ります。

審査に入ります前に、郵送にて届いております要望書については、タブレット端末にて御確認願ひします。

今回、当委員会に付託となっておりますのは、

新規の陳情1件です。

それでは、陳情第4号・熊本労災病院の産科継続を求めることについてを議題とします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため書記に朗読いたさせます。

(書記、朗読)

○委員長(中村和美君) 本陳情について、御意見等ありませんか。

○委員(橋本徳一郎君) この陳情書が出された後に具体的にもう熊本総合病院のほうでっていう話が、手を挙げてるっていうことを報道されてますけども、私の一般質問でも言ったとおり、新生児に対する生命の維持っていう意味ですね、小児科がまだないという状態、今後しばらくの間は熊本のほうに搬送するというふうな措置がされるという報道もされてます。ただ、その状態で熊本総合病院の態勢が整うまで、そういう状態っていうのはちょっと市民の生命に対しての責任という意味ではですね、非常に行政の責任というのが曖昧なのだなという部分をですね、思われるところです。

救急のほうを確認してみたらですね、人吉球磨のほうで昨年度で25件、周産期医療に関して熊本労災病院へ搬送されてるということでした。本市は6件ということですね、周産期医療で。出産に関しては特に救急というのとはなかったらいいんですが、その点では妊婦健診の事前の確認というのが特にできてるのかなというのは思うんですけども、このことに関してはやはり熊本労災病院での継続が一番望ましいと私は思いますので、これは採択をお願いしたいと思います。

○委員(橋本幸一君) 私も、この前の熊日の新聞、これは7月28日の時点での陳情ということですが、今の状況というのを、市で把握している状況というのもちょっと確認させていただきたいなというような思いがあります。

○委員長(中村和美君) 執行部を呼べという……。

○委員(橋本幸一君) うん。

○委員長(中村和美君) ただいま本件に関し、執行部に説明を求めるとの意見が出ました。本件について、執行部から説明を求めることに御異議ありませんか。よろしいですね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) 御異議なしと認め、執行部に説明を求めるといたします。

小会します。

(午前11時09分 小会)

(午前11時11分 本会)

○委員長(中村和美君) 本会に戻します。

それでは、本件に関し、執行部からの説明を求めます。

御意見等ありましたら、挙手で質問願います。

○委員(橋本幸一君) 今回の7月28日付の陳情ということで、今、確認をしたわけですが、その後、熊日の報道では、熊本総合病院が手を挙げられたというようなことを、熊日で拝見したわけですが、今のところの、この件についての現状とといいますか、本市で知り得ている状況というのをお知らせ願えたらと思います。

○理事兼健康福祉政策課長(石本 淳君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)健康福祉政策課、石本でございます。よろしくお願いたします。着座のままでもよろしいでしょうか。

○委員長(中村和美君) どうぞどうぞ。

○理事兼健康福祉政策課長(石本 淳君) 本市が知り得る状況というところで御説明をさせていただきますと思います。

去る9月19日の日にですね、開催されております熊本県の保健医療計画に係る策定等に係

る会議のほうのメンバーとしてですね、本市も参加しているという中で、この会議の中でですね、熊本総合病院のほうの熊大からの医師派遣というところで話が出たというところございまして、その会議の中で、そのようなところで聞いたところで、本市のほうでまず把握をしたというところでございます。

現状につきましては、新聞報道にもありますように、現在、熊本総合病院のほうにも熊大病院のほうから、医師が9月1日から派遣をされているというところを聞いているというような状況でございます。

知り得る状況につきましてというところで、今そのような状況というところでお答えとさせていただきます。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（大倉裕一君） 熊本労災病院は今年度中で産科を休止するというような報道と、熊本労災病院のほうからも何か連絡があったと思うんですけど——産科のお医者さんは熊本労災病院、今、まだずっと探しようなつとですよ、今年度いっぱい。まだ諦めとんらんという認識で、それ間違いないのかというところをお聞かせいただけますか。

○理事兼健康福祉政策課長（石本 淳君） ただいまの大倉委員の質問の部分でございますけれども、実際熊本労災病院のほうの産科医師の募集というところでいきますと、熊本労災病院さんのほうが、実際ホームページのほうで募集をされているというのが載っておりますので、その状況としましても、本市のほうでは、まだ募集をされている状況だというふうに認識をしているというところでございます。

○委員（橋本幸一君） 今の現状というところ、これはある程度熊本県が権限を握っているというところか、と思ってるわけなんですけど、これからの展開というのは、結局熊本大学の医師派遣の部分とどちらに行くかというふうな状況で、今

動いているということと理解してよかですね。

結果として、私たちが今、希望しているのは八代地域の中で周産期医療というのが継続していただきたいというのが恐らく市民全体の思いであるわけですが、一応これは継続の方向で今動いているというのは間違いないわけですね。場所はどこ——それは八代圏域の中では周産期医療の部分については残るということは確実というか、可能性としては大ということと理解してよかですね。

○理事兼健康福祉政策課長（石本 淳君） 今、橋本委員から質問ありました点につきましてですけれども、まずもって今ははっきりしていることとしましては、熊本労災病院の産科のほうは3月末で休止をされるということが、まず1点でございます。

その後の状況としましては、熊本総合病院のほうに医師の派遣が始まっているという状況が聞こえておりますので、これによりまして、来年の4月以降につきましては、熊本県の第8次熊本県保健医療計画の策定を今しているというところですね、この中で来年度以降の八代地域でのいわゆる中核病院のですね、部分がどのようになっていくかというのを検討していくというような状況にあるというのが現状でございます。

○委員（橋本幸一君） 了解しました。ありがとうございました。

○委員（大倉裕一君） 熊大病院は、熊本総合病院のほうに9月1日ぐらいからだったですかね、医師派遣を始めていらっしゃるということなんですけど、なぜそこを医師派遣オクケーに、派遣をしようという判断されたんでしょうか。

○理事兼健康福祉政策課長（石本 淳君） 熊大病院のほうから熊本総合病院にと、医師派遣をということがどのようにということかという、今の御質問でよろしかったでしょうか。

○委員（大倉裕一君） 9月から医師を派遣。例えばですよ、9月から派遣をしなければ、来年度の医師派遣は可能というような考え方にもできないじゃないわけですよ。その9月から産科の医師を派遣するということところが、どうもしっくりこんわけですよ。そうすることによって、来年度の派遣ができなくなるなっていうふうなことは、何となく想定もつくような話なのに、そこで医師派遣を判断されたといったところが、なぜそういうふうに熊大のほう判断されたのかな。その辺りは情報として入ってないですか。

○理事兼健康福祉政策課長（石本 淳君） その点につきましては、もう熊本大学病院での御判断というところがございますので、その辺の事情等あるかとは思いますが、その点につきましてはもう熊大の判断というところで、我々のほうでなかなかその辺の詳しい事情というところではなかなか申せないところかと思えます。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員（中山諭扶哉君） 熊本労災病院の産科がもう休止される判断をされたということで、この産科を継続をするという判断をもしもされるって言われれば、それは誰がそれを判断はされる、決定権はあるんでしょうか。

○理事兼健康福祉政策課長（石本 淳君） 産科を続ける続けない、いわゆる産科の医療を行う行わないという指定等につきましては、県のほうがされるということになりますので、一旦休止をとるところで、今、熊本労災病院のほう表明をされておりますけれども、産科を続ける続けないというところの、いわゆる指定的な部分については県のほうでされるということとなっております。

○委員（中山諭扶哉君） ありがとうございます。

○委員（橋本徳一郎君） 話が戻りますけど、熊大の研修というか、ドクター派遣についての理由が、新聞報道では研修という意味での腹腔鏡下での手術件数のほうが多かったというふうなことなんですけど、ただ、症例としてはですね、それは婦人科であって、産科ではないんですよ。市のほうで生命の責任を持つという意味では、婦人科での検討というのが考えられる、必要だろうなというふうな部門で、市としてもですね、その辺のほうを検討してもらいたいというのも言う必要もあるんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○理事兼健康福祉政策課長（石本 淳君） その点につきましてはですけども、いわゆる産科、周産期医療の中核病院としてというふうなところになってくると思いますので、この認定についてというところでも、いわゆる県の認定をする部分というところがございますので、市としましては、維持継続ができますように県と連携をしていくという立場でございますので、そのように対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員（橋本徳一郎君） そしたら、どちらになるかという部分で、今の医師体制の状況では熊本総合病院になる可能性もあるということですよ。どちらになるかというのは分かりませんが、もしそうなった場合に、先ほど最初に申し上げたとおりの、特に球磨人吉方面からの救急の方は、それこそ八代を飛び越して熊本に行くということにもなり得るということなんです。そういうのは当然向こうの各自自治体からの担当の方は出てらっしゃるのか、ちょっと私は分かりませんが、そういった部分のことをやはり考慮しても、本市からもそういう現状の維持をと、医師体制の問題はクリアする手はありますけども、そういう意思表示も必要かなというふうに思います。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか、

執行部に御質問は。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) なければ、執行部退席です。ありがとうございました。

(執行部 退席)

○委員長(中村和美君) それでは、委員会としてどのように結論出しますか。意見を述べてもらいたいと思います。

○委員(橋本幸一君) 今、執行部の話もお聞きして、結局、県と病院側のやっぱりいろんな今動きがあるわけで、一概にですね、市議会としてどちらの病院というのを判断するのは非常にいかなものかというような思いもあるわけです。しばらく調査といいますか、するという意味で私は継続審査が適当かなと思っております。

○委員長(中村和美君) 継続審査という意見がありました。ほかの委員さん方いかがでしょう。

○委員(大倉裕一君) 私は、もう採決をしていただきたいと思います。

いち早くやっぱり行政といいますか、市のスタンスで市民が巻き込まれておりますので、市民を安心させるためにも、市議会としてのスタンスを八代市のほうに伝えていくということなどは必要ではないかなと思いますので、採決をお願いしたいなと思います。

○委員長(中村和美君) ほかにありませんか。

○委員(橋本徳一郎君) 最初に申し上げたとおり、採決をお願いしたいと思います。

○委員(金子昌平君) この陳情文書の中でですね、1、2、3と記載されてますけれども、1の部分は熊本労災病院の産科継続できるよというところですけども、これ八代市としてはですね、先ほど来からお話がありますけれども、熊本総合病院が手を挙げられたというところで、産科等々、今後継続していくという

ところで目的は達成されているんだろうと思います。

3番に関しましても、これは県主導というところですね、市として、各病院に医師を派遣するように働きかけるということ自体は、これはできないことなんだろうと思うんですけども、この2番はですね、県との連携をしっかりと図っていく上でできることがあるんじゃないかなと思いますので、継続して調査を進めていったらどうかと思います。

○委員長(中村和美君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) それでは、継続審査を求める意見と採決を求める意見がありますので、まず、継続審査についてお諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情については、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) 挙手多数と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会します。

(午前11時27分 小会)

(午前11時29分 本会)

◎所管事務調査

・教育に関する諸問題の調査

・保健・福祉に関する諸問題の調査

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、教育に関する諸問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調査、以上の2件です。このうち、教育に関する諸問題の調査に関連して2件、執行部から発言の申出がっておりますので、これを許します。

・教育に関する諸問題の調査

（八代市立幼稚園再編基本方針（案）について）

○委員長（中村和美君） それではまず、八代市立幼稚園再編基本方針（案）について説明願います。

○学校教育課長（田北佳一郎君） それでは、学校教育課のほうから、八代市立幼稚園再編基本方針（案）について説明をさせていただきます。以後着座にてよろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○学校教育課長（田北佳一郎君） 失礼いたします。

それでは、八代市立幼稚園再編基本方針（案）の1ページ目を御覧ください。

まず、市立幼稚園における背景及び経緯についてです。現在、日本の人口は平成20年をピークに、平成23年以降は一貫して減少し、少子高齢化社会が急速に進んでいる状況です。また、日本の共働き世帯の割合は年々増加傾向にあり、平成27年には全世帯の6割を占め、令和3年は68.8%となっています。

本市におきましても、出生数が減少し、その影響で市立幼稚園の園児数も減少してきており、今後さらなる幼児の減少により教育環境や園経営等に様々な課題が生じることが予想されます。

このようなことから、八代市教育委員会では、子供たちにとって望ましい教育環境を整備するための幼稚園規模適正化等について、令和3年1月、八代市立幼稚園規模適正化等審議会を設置し、計6回の審議会を実施するとともに、令和4年2月に今後の市立幼稚園の在り方について答申が提出されました。

（1）の枠囲みの中に答申内容を抜粋したものを記載しております。大きく3つの提言をいただいております。

まず1つ目は、幼稚園の必要性、機能・役割についてです。答申では、本市で幼稚園教育は大切にされてきた教育であり、存続は必要である。これまで実施されてきた幼稚園教育の良さを継承し、発展的に残していく必要がある。市立幼稚園には、培ってきた研究や実践の成果を発信する役割があるとともに、家庭や地域の教育力向上を支援する幼児教育センター機能が求められるという提言をいただきました。

2つ目は、選ばれる幼稚園を目指した幼稚園経営の在り方、地域や家庭支援の在り方についてです。答申では、子育て支援のニーズへの対応を図るために、主に預かり保育、平日の時間延長、夏季以外の長期休業中の実施、満3歳児保育の導入、家庭・地域の教育力を向上させる役割から家庭教育支援、就学前教育に関する啓発等の充実などについて提言をいただきました。

3つ目は、幼稚園教育の目的を果たす必要な集団の在り方についてです。年齢別の園児数として、3歳児が10人程度、4歳児が10から20人程度、5歳児が15人から20人程度、1つの園の園児数として40人以上が望ましいという提言をいただきました。

市立幼稚園の在り方として、望ましい集団の確保の環境整備は必要であるが、現状を鑑みると、望ましい集団の確保は難しく、速やかな改善が求められる。地域の実情等を勘案し、市立

幼稚園の再編も考えていく必要があるという答申の提出をいただいたところでございます。

この提言後の取組を（２）答申を受けての取組にまとめております。

取組としましては、新規取組として、満３歳児保育の試行を始めました。また、継続する取組として、平日、夏季休業中の預かり保育の実施、ALTの訪問指導による英語教育の実施を行ってまいりました。このように園児確保に努めながら、幼稚園規模適正化等基本方針の策定作業を進めてきておりましたが、市長部局とも意見交換を重ね、市立幼稚園だけを対象とした方針ではなく、本市の就学前教育・保育全体を含めた方針として検討する必要があると判断し、今回、再編基本方針として策定することとしました。

２ページ目の２、方針策定の目的を御覧ください。

本基本方針は、これまでの市立幼稚園教育の充実を踏まえつつ、本市の未来を担っていく子供たちの健やかな成長と生きる力を育むことを目的に策定するものになります。

基本方針の位置づけですが、本方針は、第２次八代市総合計画、第２期基本計画及び第３期八代市教育振興基本計画を踏まえて、八代市教育大綱に基づくものであり、規模適正化等再編の具体的計画につきましても、今後策定予定の八代市立幼稚園再編基本計画にて示す予定としております。

３ページ目を御覧ください。

３、目指す幼稚園の姿についてです。ここでは、まず（１）幼稚園教育推進の基本方向を掲げております。この基本方向の目標を達成するために、幼・保等、小、中連携の充実をさせながら目指していくことを示しております。また、審議会答申より、市立幼稚園においては、これまで培ってきた研究や実践の成果を発信するとともに、家庭・地域の教育力を補完・向上

させていく役割についても言及されていることから、家庭や地域の教育力向上を支援する幼児期の教育のセンターとしての機能も兼ね備えた体制づくりにも取り組んでいくことを目指すとしております。

その具体的取組として３点記載しております。①生きる力の基礎を育む幼稚園教育の充実、②幼・保等、小、中連携の充実、③幼稚園として求められる機能・役割についてです。本日の説明では、この部分は省略させていただきます。

４ページ目に現状と課題を記載しております。（１）現状の中で５つのデータを取り上げております。

まず、①出生数については、平成２７年が９９２人、令和４年が６６９人となっており、この８年で３２３人の減少となっております。

②園児数については、平成２７年の２６２人から減少が続き、令和５年では１０３人となっております。この９年間で３歳児から５歳児の保育無償化、夏休みの預かり保育、満３歳児の保育の試行を行いました。１５９人の減少となっており、減少に歯止めがかからない状況でございます。

５ページ目を御覧ください。

③園児数では、幼稚園ごとに園児数を表にしております。最も多い太田郷幼稚園の園児数合計が２４人、最も少ない千丁及び麦島幼稚園が１２人という状況であり、答申で示された年齢別や１園当たりの人数に満たない状況となっております。

次に④幼児教育・保育施設状況についてです。令和５年５月現在、本市の就学前児童に対する教育・施設数は全て合わせますと７４園となります。少子化が進行している中、私立の保育所の中には今後の経営に危機感を持たれているところもあるように聞いております。

５番目の⑤就学前園児数、施設利用状況は、

グラフが6ページ目となります。グラフの下部分にある括弧囲みのパーセント数値は、幼稚園、認定こども園（1号）、私学助成幼稚園の園児数が全就学前児童数に占める割合を表したものです。平成28年から令和4年度までの7年間を見ますと、7.0%前後となっており、幼稚園ニーズは一定数あることが分かります。しかしながら、今後も出生数が減少していくと、同じ割合であっても、市立幼稚園の園児数も年々減少していくこととなります。

（2）の課題になります。現在、本市の出生数の減少や保育ニーズの多様化等に伴い、市立幼稚園の定員を大きく割り込んでいる状況では、各園が行う日々の様々な行事や活動時に適当な規模の集団が確保できず、教育活動が制限されます。このことにより、本市が目指す幼稚園教育目標の達成に影響が出てくることが予想され、次のような課題が挙げられます。

1つ目が、遊びや生活を通して集団の中で学ぶ機会の確保が困難となる。2つ目として、集団での協同による遊びの不足により楽しさや喜びを味わう機会が減少する。3つ目に多様な物の見方、考え方が育ちにくくなる。などの課題が出てくることが予想されます。

7ページ目を御覧ください。

そのようなことから、5、再編に向けた基本方針として、今後の方向性を示しております。子供ファーストの視点で、地域や保護者の理解を得ながら、また本市の子ども・子育てに関する基本的な計画等も踏まえながら、全市的な再編について検討を進めます。ということで、3つの視点でまとめております。

まず1つ目は、（1）再編による取組の充実・強化についてです。学校教育の始まりとしての幼稚園教育で、子供一人一人のよさを未来へつなぎます。そのために、幼・保等、小、中連携の体制を構築して子供の発達や学びをつなぎ、小学校以降の生活や学習の基盤を育成しま

す。また、認定こども園・幼稚園・保育所といった施設類型の違いを超えて、本市における就学前教育の質の向上を図るとともに、子供とその保護者を広く支援し、子育て相談、未就園児の親子登園、保護者同士の交流、園庭開放など、幼稚園と家庭が一体となって、幼児と関わる取組を進め、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たします。

2つ目は、（2）目指す園の規模についてです。園児数が少ないクラスでは、一人一人の子供に目が届き、きめ細かな教育を提供できる反面、子供同士が共に育つ機会の減少、クラス替えができないことによる人間関係の固定化等が懸念されます。また、ふだんの教育活動に加え、運動会や生活発表会などの園行事についても限られた状況での活動となり、その後、集団の規模が大きくなる小学校への就学に向けても課題であると考えます。

幼稚園教育は、適当な規模の集団で行うことが望ましいとされており、さきの審議会答申で示された人数を幼稚園教育の目的を十分発揮するために必要な園児数・規模として捉え、念頭に置きながら再編について検討していきます。

最後に3つ目の（3）検討の進め方についてです。本市が目指す幼稚園教育が推進できるよう、全市的視点に立って検討します。また、就学前教育・保育の一体的充実を図るため、市長部局と連携しながら市立幼稚園・保育所の統合による認定こども園化を含め検討を行ってまいります。

今後の流れについては、6、スケジュールに示しております。なお、市民アンケートを実施するなど市民の意見を聴取した上で、令和6年度に向けて基本計画を策定する予定であります。その後、関係者への説明を行い、計画に沿って準備を進め、実施可能なことから段階的に実施してまいります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひい

たします。

○委員長（中村和美君） 本件について何か質疑、御意見等ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 計画自体が何か学校規模適正化に合わせたような形の進め方なのかという印象を持つんですけども、最後のページにあるとおり、少人数の園のところでもメリットというのはあるんですよね。個人的なところの、個性を伸ばすとかいう形も必要だし、社会性だけではなくて、そういった部分にも着目した計画というのにも必要なかなというふうに思いますけども、そういう考え方は盛り込むというのはないですか。

○学校教育課長（田北佳一郎君） 失礼いたします。先ほど上げましたように、確かに少ない園児数ですと、一人一人の子供に目が行き届き、個性を尊重するような幼児教育ができることはメリットだというふうに考えておりますけれども、課題のところにも上げております、6ページのところにも上げておりますけれども、やはり集団による遊びの中で様々な経験を通して、子供たちが成長していくというところがやはり大きな幼稚園の特徴ではないかなというふうに考えております。

現状では、先ほど申しましたように、幼稚園のほうの園児数一覧が5ページの③の園児数のところで示しておりますが、例えば、少ないところでは千丁幼稚園、3歳児につきましては3歳児学級に2名しかいないというところになります。2名では一緒に遊ぶといってもなかなか集団での遊びというのができないということ、やはりこの部分の非常に少ないということのデメリットのほうやはり大きいのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（橋本徳一郎君） 答申で適正規模が園全体で40名というふうになっているんですけど

ど、この40名の規模の根拠というのはどういったものですか。

○学校教育課長（田北佳一郎君） それぞれです、園児数ごとにやっぱり発達段階に伴いますね、1ページのところに答申の内容のほうは**抜粋**してありますけれども、3歳児が10人程度。これは5歳児等と比べると少なくなりますけれども、やはり3歳児というのは、まだ子供たち自身が自立しておりませんので、先生方の手を非常に必要とする部分がありますので、やはり3歳児についてはあまり多くなり過ぎても、子供たちにとってはマイナスが大きいのではないかと。それから、発達段階に応じて4歳児であれば10人以上、もう5歳児になれば15人ぐらいいても、十分子供たちには適しているのではないかと。そういうところでのそれぞれの園児数をまず基本に考えております。トータルで考えますと、1園当たり40人以上あれば、いろんな園行事についても充実した取組ができるのではないかと。ところで答申をいただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） よろしいでしょうか。ほかありませんか。

○委員（大倉裕一君） スケジュールのところの確認をしたいんですけど、まず、基本計画の後に並行しながら、保護者関係で11月アンケートというようなことが書いてあるんですが、この保護者というのは具体的にどなたを指しますか。

○学校教育課長（田北佳一郎君） これは、現在幼稚園のほうにですね、通っていらっしゃる場所の保護者を対象にいろいろ就学前教育に対する要望等をですね、いろいろお聞きしたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（大倉裕一君） 検討の進め方の中には、認定こども園化というところも入っている

わけですね。ということであれば、保育所と一緒になるということになっていくはずですので、保育所側の保護者の方の御意見という部分も、これは担当課を越えてですね、こういうアンケートを取っていく必要があるのではないかなというふうに思いますので、その点は今後の進め方の中で整理をきちんとしていただければというふうに思います。

それと市民アンケートですけど、これ、全てでは多分取られないだろうと思うんですが、市民アンケートの考え方もお聞かせいただけますか。

○学校教育課長（田北佳一郎君） 市民アンケートにつきましては、健康福祉部のほうで、子ども・子育て支援事業計画の中で実施されますアンケートのほうにですね、幼稚園の内容も含めていただきますように、今、健康福祉部のほうをお願いをしているところでございます。

ですから、先ほど、委員のほうからアドバイスを受けましたように、確かに幼稚園の保護者には幼稚園のほうから、それから、保育園に通わせているところからも広く意見集めて、今後の再編についてですね、市民の意見を広く集めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） はい、分かりました。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で八代市立幼稚園再編基本方針（案）について終了いたします。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前11時47分 小会）

（午前11時48分 本会）

・教育に関する諸問題の調査

（八代市教育支援センター「くま川教室」の仮移転について）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、八代市教育支援センター「くま川教室」の仮移転について説明願います。

○教育サポートセンター所長（櫻井幸枝君）

失礼いたします。教育サポートセンターの櫻井でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まずは昨年11月、委員の皆様にはくま川教室を視察していただき、本当にありがとうございました。

○委員長（中村和美君） どうぞどうぞ、座つて。

○教育サポートセンター所長（櫻井幸枝君）

はい、ありがとうございます。御視察いただたくま川教室ですけれども、仮移転することといたしましたので、説明させていただきます。資料の1と3は私から、2は稲本教育施設課長から説明をいたします。

文章資料の1、八代市教育支援センターくま川教室を御覧ください。

本年度4月から適応指導教室くま川教室から教育支援センターくま川教室に名称を変更しております。利用申込者数ですが、令和4年度は小学生4人、中学生30人でした。本年度は8月31日現在、中学生28人です。

現施設は、昭和21年にうしお保育園として新築され、平成11年、その1室をくま川教室とし、現在に至ります。今年、築77年となります。

○理事兼教育施設課長（稲本健一君） 次の2、仮移転までの経緯につきまして、教育施設課、稲本より説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい。

○理事兼教育施設課長（稲本健一君） 文章資料、中段の2、仮移転までの経緯を御覧ください。

まず、7月3日ですが、梅雨の時期でもあ

り、その前日までに相当の雨が降っておりまして、くま川教室から連絡があり、南側窓側及び建物中央廊下側に雨漏りの発生を確認いたしました。

写真資料2ページを御覧ください。7月3日の雨漏りの位置と状況写真を載せています。左下の写真は、バケツに雨水がたまった写真、左下は床に雨漏りの水滴を写した状況写真になります。

また文章資料に戻っていただきまして、7月6日、本課職員及び建築施工業者が現場の調査に入り、記載のような状況から、前回の6月補正で修繕経費として30万円の予算措置をしていただいたところです。

次に、8月19日に実施した雨漏り修繕の際、四隅の瓦の下の状況を目視したところ、全てにおいてルーフィングの劣化が確認されるとともに、屋根全体が波打っている状況も見受けられました。また、南東側においてもルーフィングの劣化及び野地板、垂木などの腐食が見受けられ、屋根全体への損傷の広がりが推測されました。

写真資料3ページを御覧ください。

劣化状況写真です。まず、左上の北西と左中段の南西、中央上段の建物中央雨漏り箇所の写真は、分かりづらいですが、ルーフィングの劣化、破れ、よれの状況写真になります。

次に右上の写真、南東の写真は、南東の軒先付近の写真で、ルーフィングの劣化だけでなく瓦棧木、野地板、垂木の腐食が非常に激しかった箇所になります。

また、文章資料に戻っていただきまして、このような7月、8月の調査確認状況から、本施設の屋根の損傷は、単に雨漏りということではなく、屋根全体の構造的なものであり、強風時や地震時に荷重が加わった場合、屋根面の落下の危険性があることから、本施設ではこのままくま川教室の開級は困難との判断に至ったとこ

ろです。

○教育サポートセンター所長（櫻井幸枝君）

3の対応につきましては、私より説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

文章資料の3、対応を御覧ください。

指導員にも状況を説明し、対応についての意見を聞きました。結果として、児童生徒、指導員の安全を第一に考え、学習の場の安全性及び継続性を考慮し、現在、くま川相談室を設置している千丁支所2回へ仮移転することとしました。

以上のようなことから、2学期開級前に保護者及び関係学校に状況を丁寧に説明したところでございます。

8月28日、関係学校に状況を電話等で説明いたしました。また、この日に保護者会を開催し、説明をいたしております。説明後、質疑応答、御意見の時間を設けましたが、発言等はありませんでした。

保護者会終了後もしばらくおりますので、個別においでくださいという時間帯も設けましたが、その日は私たちに何か言ってこられる保護者様はお一人もいらっしゃいませんでした。

また、翌29日に、保護者会欠席の御家庭に電話連絡をいたしました。その方々からも御意見等はございませんでした。

これまでより通級距離が長くなる生徒は3人おります。本人と保護者に丁寧に確認をいたしました。事故のないように心を配ってまいります。

そして、8月31日から現施設で2学期を開始しております。9月28日以降は、これからの予定を書いておりますが、明日28日引越し作業を行う予定でございます。

ここで、写真資料4ページを御覧ください。千丁支所の南側の2階を使わせていただきます。

写真資料5ページを御覧ください。活動場所

の拡大図一番下を御覧ください。右から旧教育部次長室を相談室・休憩室といたします。旧教育政策課を2つに分けまして、子供たちの大好きな卓球台を置き、その横を職員室とします。旧教育サポートセンターをオアシスルームとし、ここは子供たちが自由に使う部屋になります。ここはオープンスペースにもなっておりますので、人の目を気にする生徒もおります。パーテーションで見えないように隠しております。その奥の部屋を学習ルームとし、ここで授業を行う予定です。

文章資料に戻らせていただきます。来週の月曜日10月2日から、千丁支所においてくま川教室の活動を開始する予定でございます。なお、体育活動につきましては、これまでどおり毎週火曜日・木曜日の午前中、トヨオカ地建アリーナで実施いたします。仮移転の間に、今後のくま川教室の施設整備の方向性について検討してまいりたいと考えております。

以上、教育支援センターくま川教室の仮移転についての御報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（中山諭扶哉君） まず1点目、通級距離が3人長くなるということでしたけど、どのくらいぐらい変わるんでしょうか。

○教育サポートセンター所長（櫻井幸枝君）

失礼いたします。今までは、くま川教室に自転車で20分かかっていた子供が40分、普通の自転車の速さで時速13キロだそうです、40分かかるといことになります。

以上です。

○委員（中山諭扶哉君） それ全員3人ともそのくらいぐらい変わるんですかね。

○教育サポートセンター所長（櫻井幸枝君）

3人のうち2人は保護者の送迎をしていただく予定で、お一人がこれまでどおり自転車で通

う予定になっております。

○委員（中山諭扶哉君） すいません。8月28日に関係学校に状況説明、29日までに家庭に電話連絡をされたということだったんですけど、それからもう今9月27日ですね。ここまでで、この委員会等にですね、説明がなかった分については、1か月近くですね、説明がなかったと。できれば、ちょっと早い説明が欲しかったなというふうに思います。そこら辺どういうふうにお思いですか。

○理事兼教育施設課長（稲本健一君） すいません。委員御質問の、どうしてこういう時期になったかというところなんですけれども、まず、6月補正のほうで30万ほどの修理のほうの補正予算を計上させていただきました、可決いただきました。その後、修繕のほうを8月に行いました。その際にですね、先ほど御説明させていただきましたんですけども、屋根を剥がしてみまして、中が、下地のほうはかなり傷んでおるといところが現状がありまして、それから、内部のほうで検討して、こういうような時期になりました。

以上、お答えさせていただきます。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。ほかありませんか。

○委員（橋本幸一君） 大体状況は理解したんですが、今後の方針といいますか、結局、今の状況じゃ、今、開校は困難ということになってるんですが、どういう考えを持っておられるのか。

○教育サポートセンター所長（櫻井幸枝君）

失礼いたします。今のところですね、先ほど申し上げましたように仮移転の間にですね、くま川教室の施設整備についてどうしていくのかの検討を進めていきたいと思っております。そのためには、不登校の児童生徒に対してどのような支援体制をしていくか、まず、方針をしっかりと定めたいと思っております。

その上で、整備内容を現在と同様にするのか、ほかの機能も持たせるのか、また、場所は現在の場所にするのか違うところに移すのか、改築するのか、既存の施設を活用するのか、いろいろしっかり検討しなければなりませんので、しっかりですね、そこは丁寧に丁寧に進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上です。

○委員（橋本幸一君） やっぱり子供たちはやっぱりこれまでの環境、ああいう環境が非常に子供たちにも合ってるというようなことは、その都度視察に行きまして聞いてるわけですが、やっぱりそういう中ですね、やっぱり今の状況は非常にやっぱり子供たちも不安定な場所での対応というのは厳しいかなというのを思いもするわけで。今お話になったように、これから方向性は決定されるということですが、やっぱりですね、これはもう早い、やっぱり対応を進めていかなければ、やっぱり子供たちのために非常にやっぱり悪影響を与えるという、そういう思いがするわけですので、その都度議会にもその辺は報告していただきたいなと思いました。よろしくお願いたします。

○教育サポートセンター所長（櫻井幸枝君）

ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 千丁での仮の場所がオープンスペースでパーティションを置くという話だったんですけど、それ以上の間仕切りみたいな形ではほかには何か設置したりとか、そういう予定はないですか。

○教育サポートセンター所長（櫻井幸枝君）

写真資料の5ページをもう一度御覧いただければと思います。人の目を気にする子供もおりますので、一番右側の相談室・休憩室は完全な鍵がかかるお部屋になっております。卓球台を置いて、職員室にしてるところは、御存じのと

おりスペースになっておりますので、ここは特に何も置きません。オアシスルームのところは少し間口がありますので、そこには全てパーティションを置いて、完全に廊下からは見えなくなっております。一番左の学習ルームも、ここは完全な鍵がかかる部屋になっておりますので、ここはもう目に触れることはありませんので、上手にそこはですね、子供たちの様子を見ながら柔軟に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） うしお保育園の跡を利用されていたということで、現在の建物、もう使えないですね、はっきり言って。もう地域の皆さんにやはり安全・安心という部分を構築するという意味では、早急に元うしお保育園の跡の建物をどうするのか、そこをしっかりと、そっちも一緒に検討していかないかというふうに思います。特に放火とかですね、そういった部分が心配されますので、その点についてはしっかりと早急な結論を出していただく必要があるんじゃないかというふうに思いますので、そこはもう要望で収めますので、お願いしときたいと思います。

○教育サポートセンター所長（櫻井幸枝君）

ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（中山諭扶哉君） さっきも話しましたが、あした引越すということで、恐らく早く決まった部分があったんじゃないかなというふうに思いますけど、ぜひですね、ちょっと文書でもよかったので、一報欲しかったかなというふうには思います。

それと、先ほど言われますように既存のですね、施設活用含めてですね、早急をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で八代市教育支援センター「くま川教室」の仮移転についてを終了いたします。

執行部は御退室ください。

（執行部 退席）

○委員長（中村和美君） そのほか、当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件及び陳情1件については、なお審査及び調査を必要とすると思いますので、引き続き閉会中の継続審査及び調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって文教福祉委員会を散会いたします。

（午後0時06分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和5年9月27日

文教福祉委員会

委員長